

広報かるまい

お知らせ版

500号 ①



スマホからお知らせ版をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください！

LINE

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

「森と水とチューリップフェスティバル 2026」臨時出店者募集！

イベントに合わせ、軽米町観光協会特設臨時出店スペースにおいて飲食物や物産を販売する臨時出店者を次のとおり募集します。

■出店場所 フォリストパーク林間駐車場（管理棟前広場）
■募集枠 15業者【応募者多数の場合は事務局による抽選を行います。】

■出店日 令和8年4月25日（土）～5月10日（日）

■条件等

- ①町内に住所を有する事業者、団体または個人であること
- ②出店者打合せ会に必ず出席すること
- ③飲食物販売の場合は、出店者自身で保健所へ営業許可の申請をすること

※軽米町観光協会にて出店内容等を審査のうえ、出店許可証を後日送付します。

■出店料 1日2,000円

（期間中の平日は1日1,000円）

■申込方法 雪谷川ダムフォリストパーク・軽米利用許可申請書、臨時出店申込書、暴力団追放協力露店申請書及び関係書類を担当課へ提出ください。（申請書類は担当課にあります。）

■申込期限 令和8年1月23日（金）正午まで

■備考 出店者説明会 令和8年2月12日（木）
14:00から役場2階会議室

【申込み・問い合わせ先】

観光協会事務局（産業振興課・商工観光担当内）

（☎46-4746 FAX46-2335）

令和7年度職員採用試験（追加募集）を実施します

■試験職種 一般事務、土木技師、保育士

※詳細については、町ホームページから受験案内をダウンロードのうえご確認ください。

■受験申込期間

令和8年1月7日（水） 17:15必着

※受付時間は8:30～17:15まで（閉庁日を除く）

■試験日時及び会場

○第1次試験（筆記試験）

- ・日 時 令和8年1月25日（日）
- ・受付 9:15～9:45
- ・試験開始 10:00～
- ・試験会場 軽米町役場

○第2次試験（面接）

・令和8年2月下旬以降に1次試験合格者について行います。

・日時及び会場は第1次試験合格者に通知します。

■申込用紙等の交付方法（以下のいずれか）

- ・役場総務課において交付
- ・町ホームページ内のリンクからwebフォームにて請求

※ホームページへは右の二次元バーコードからアクセスできます。

※webフォームでの請求は12月26日（金）まで

【問い合わせ先】

総務課・総務担当（☎46-4738）



町HP

チューリップの掘起し球根をお分けします

今年の春に開花し、夏に掘り起こしたチューリップの球根をお分けします。

■配布期間 12月18日（木）

■配布時間 10:00～12:00まで
※無くなり次第終了。

■配布場所 役場職員駐車場向かい倉庫前

■配布対象者 町内在住の方及び町内団体

■配布数量 直接おいでいただいた方お1人様1種類50個程度、3種類まで

※開花を保証できません。ご了承ください

※事前の予約、置き置きは一切受け付けません

※受取の際は、行政区とお名前等をお知らせください

※球根用の袋は各自ご持参ください（黒いケースは配布します）

【問い合わせ先】

産業振興課・商工観光担当（☎46-4746）

「軽米町暮らしの便利帳」へ掲載する広告を募集します

軽米町では、町民の皆さんの生活に便利な行政情報を1冊にまとめた「暮らしの便利帳」の改訂版を株式会社サイネックスと協働で発行します。令和8年4月に発行し、全戸配布を行う予定です。

この「暮らしの便利帳」に広告を掲載していただける事業者を募集しています。12月から令和8年1月ごろに、株式会社サイネックスの社員が広告掲載に関して事業所などを訪問させていただきますので、ご理解・ご協力をお願いします。

■募集期間 12月から令和8年1月まで

■申込み先 株式会社サイネックス盛岡支店

（☎019-907-4843）

（FAX019-907-4498）

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当（☎46-2115）

冬の交通事故防止県民運動 期間 12月15日(月)～24日(水) スローガン 「飲む前に車じゃないよね? 再確認」

冬季は、積雪や凍結による道路状況の悪化に伴う交通事故の発生や、冬休み中の子どもが関係する交通事故の発生が懸念されます。

みんなで交通ルールを守り、交通事故防止に努めましょう。

◎運転者の皆さんは、

- ・冬道用タイヤ装着の徹底と確実な点検等により、積雪・凍結路の走行に備えましょう
- ・天候・路面状況に応じた確実なスピードダウンによる安全運転を実施し、スリップ事故を防止しましょう
- ・高齢運転者は、悪天候時や体調不良時は運転を控えるなど無理のない運転を励行しましょう

◎歩行者の皆さんは、

- ・夕暮れ時や夜間の外出時には、反射材用品を着用しましょう
- ・道路を横断する際には、「止まる一見る一待つ」を徹底して、無理な横断はしないようにしましょう

◎全町民で

- ・飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転の根絶を図りましょう。

【問い合わせ先】

町民生活課・町民生活担当 (☎46-4734)

固定資産税に関する届出をお忘れなく

固定資産税は、毎年1月1日現在の土地・家屋・償却資産の所有者に課税される税金です。適正な課税のため、次の場合には忘れずに届出をしてください。

①建物を新築(増築)又は取り壊した場合

- ・新築(増築)された場合は家屋調査が必要となりますので、税務会計課までご連絡ください
- ・取り壊しの場合は、「家屋取壊届出書」を提出してください

②未登記家屋の所有者を変更した場合

- ・売買や相続などにより未登記家屋の所有者が変わったときは、「家屋所有者変更届」を提出してください

■償却資産の申告も忘れずに

・工場や商店を経営、または不動産を貸付している人などが、その事業のために所有する構築物、機械、船舶などを「償却資産」といい、税務署への申告とは別に町にも申告義務(地方税法第383条)があります。

・申告書には個人番号(マイナンバー)または法人番号の記載と、本人確認書類などの提示が必要です。

※詳しくは、対象者にお送りする案内でご確認ください。

(1) 申告書発送 12月中旬(届かない場合はご連絡をお願いします。)

(2) 申告期間 令和8年1月5日(月)～30日(金)
※土日・祝祭日を除く

【問い合わせ先】

税務会計課・課税担当 (☎46-4737)

再掲載

インフルエンザ等 感染症対策のお知らせ

岩手県や青森県もインフルエンザの流行シーズンに入りました。あなたの予防がみんなの健康を守ります。

みんなで予防し、元気に冬を過ごしましょう。

■予防の基本

- ・こまめな手洗い
(帰宅時、調理前、食事前には、水と石鹸を使って丁寧な手洗いを。水が使えない場合はアルコール消毒液も有効です)
- ・マスク着用(外出時にはマスクを着用しましょう)
- ・室内の換気(常時換気設備や換気扇を運転し、換気を確保しましょう)
- ・室内の加湿(湿度50～60%)加湿器の利用や室内に洗濯物を干す等工夫しながら環境を整えましょう。
- ・十分な睡眠・バランスの良い食事・運動(体の免疫力を維持することが大切です)

■流行前のワクチン接種

流行前に予防接種を受けることをお勧めします。完全に感染を防ぐわけではありませんが、重症化を予防する効果があります。

町では、10月から、インフルエンザ予防接種、新型コロナウイルス予防接種の費用助成を行っています。対象者の方へは、案内をしています。詳しくは、町のホームページをご確認ください。

■体調が悪い時は

- ・無理せず休養をとる ・こまめに水分補給
- ・発熱やのどの痛み、咳がある場合は医療機関を受診する
- ・周りにうつさないようマスクを着用する ・薬は医師の指示に従って正しく服用する

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当 (☎46-4111)



インフルエンザワクチン
町ホームページ



コロナワクチン
町ホームページ

広報かるまい お知らせ版 500号 ②



スマホからお知らせ版をご覧ください。
LINE ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

軽米町農地等小規模災害復旧事業の申請を受付します

令和7年度の豪雨・暴風雨により被災した、町内の農地・農業用施設のなかで、国の災害復旧事業に該当とならない事業に対し、「軽米町農地等小規模災害復旧事業補助金」を交付します。

■申込方法 産業振興課窓口にて申請書類を配布しますので、必要事項を記入の上、提出願います。

■申請締切 令和8年1月30日（金）

■事業の概要

| 事業種目 | 事業の基準 | 補助率 |
|-----------|-------------------------------------|----------------------------|
| 農地復旧事業 | 1箇所当たりの事業費が13万円以上40万円未満の農地の復旧工事で、建設 | ※2分の1以内 (ただし、千円未満は切り捨て) |
| 農業用施設復旧事業 | 業の届をしており、町内に事業所がある業者により実施する工事に要する経費 | |

【申込み・問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当（☎46-4740）

軽米町農業担い手チャレンジ支援事業の申請を受付します

町における農地集積や遊休農地の解消を進めるため、農作業の省力化や軽減化に資するスマート農業の新たな取り組みや遊休農地の再生利用などを意欲的に行う町内農業者に対し、その取組みに必要な経費の一部を補助します。

■補助対象者

- (1) 町内に住所を有する農業者
- (2) 町内に住所を有する農業者で組織する団体
- (3) 町内に主たる事業所を有する農業法人(町内に設立した法人に限る。)

■事業の概要

| 事業内容 | 補助金の額 |
|--|---|
| (1)新たに国のスマート農業技術カタログ等に掲載されている技術の導入により、農作業の省力化を図る事業 | ・補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、50万円を限度とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 |
| (2)省エネルギー効果の高い農業用機械や二酸化炭素排出削減に寄与する農業技術の導入に関する事業 | ・補助金の交付は、1補助対象者につき、同一年度内に1回までとする。 |
| (3)新たな販売促進に関する事業 | |
| (4)遊休農地の再生利用に関する事業 | |

【申込み・問い合わせ先】

産業振興課・農林振興担当（☎46-4740）
(FAX46-2335)

新規求職者雇用奨励金の申請は1月30日まで

新規求職者等の雇用の場の確保や地域活性化を促すため、事業主に対して、奨励金を交付します。

■交付対象事業主

- ・新規求職者を常用雇用者として1年以上継続雇用している
- ・町内に事業所があり、雇用保険法の適用を受けている

■交付対象者

- ・町内に住所を有する40歳以下の人
(就労ビザによる外国人労働者は除く)
- ・1年以上の雇用が見込まれ、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者として雇用された人

※本年度の交付対象者は、令和6年3月2日～令和7年3月1日までに雇用された新規求職者と、令和6年度において1年目及び2年目の奨励金を交付された方。

■交付対象期間

雇入れを開始した月の翌月の初日を起算日として3年間

■奨励金額

交付対象者1人あたり3年間で102万円

※事業者に対する交付額は年度ごとに600万円限度

■申請期限 令和8年1月30日（金）

※申請書は町ホームページから入手できます。

【申請に係る相談会】

■日時 令和8年1月14日(水)

9:00~11:00 14:00~16:00

■場所 軽米町農村環境改善センター2階 会議室

【問い合わせ先】政策推進課（☎46-2115）

映画「オレンジ・ランプ」上映会のお知らせ

「認知症になったら人生終わり」なんかじゃない。

39歳で若年性認知症と診断された夫とその妻の9年間の軌跡を、実話に基づき描き出す、優しさに満ちた希望と再生の物語です。

認知症になった本人、家族の想いを知り、認知症になっても安心して暮らせる社会とは何か、認知症とともに生きるとはどういうことか、この映画をきっかけに考えてみませんか？

■日時 1月24日(土) 13:30~15:20

(開場13:00~) ※鑑賞無料

■場所 かるまい文化交流センター宇漢米館 多目的ホール

■その他 申込みが必要です。下記問い合わせ先までご連絡いただくか二次元コードからお申し込みください。

【申込み・問い合わせ先】

健康福祉課・福祉担当（☎46-4736）

地域包括支援センター（☎46-3906）



申込み

带状疱疹予防接種（定期接種）のお知らせ

今年度より带状疱疹予防接種が予防接種法に基づく定期接種として実施されており、対象となる方には予診票等を送っています。公費による助成を受けられるのは一度だけですので、今年度対象となっている方は接種のご検討をお願いします。

■定期接種の対象となる方

- ①年度内に65歳を迎える方
 - ②60～64歳で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害があり、日常生活がほとんど不可能な方
 - ③令和7年度から5年間の経過措置として次の方も対象となります
 - ・年度内に70、75、80、85、90、95、100歳を迎える方
 - ・令和7年度に限り100歳以上の方
- ※対象となる方で、年度途中の転入などにより予診票が届いていない方、予診票を紛失した方は、予診票を発行しますので下記問い合わせ先までご連絡ください。

■带状疱疹ワクチンと助成内容

带状疱疹ワクチンは次の2種類があり、それぞれ接種料金と助成内容が異なります

| | 生ワクチン（ビケン） | 組換えワクチン（シングリックス） |
|---------|------------|------------------|
| 接種回数 | 1回 | 2か月以上の間隔を置いて2回 |
| 接種料金の目安 | 8,000円程度 | 1回あたり22,000円程度 |
| 助成金額 | 4,000円 | 1回あたり10,000円 |

※接種料金は医療機関により異なります。

■接種期間（令和7年度）

令和7年7月14日から令和8年3月31日まで

※組換えワクチン（シングリックス）の場合、2回とも助成を受けるには、遅くとも令和8年1月中に1回目接種を受ける必要がありますのでご注意ください。

【問い合わせ先】

健康福祉課・健康づくり担当(☎46-4111)

令和7年12月15日から証明書の様式が変わります

令和3年9月1日に施行された「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づく、町のシステムの標準化に伴い、令和7年12月15日（月）から証明書等の一部が変更となります。

■変更となる主な帳票

◇所得に関する証明書

| 今までの証明書名称 | 12月15日以降の名称 | 記載内容 |
|------------|-------------|---|
| 所得証明書 | 所得証明書 | 前年分の所得額 |
| 課税証明書 | (廃止) | — |
| 扶養証明書 | (廃止) | — |
| 所得課税証明書 | (廃止) | — |
| 所得課税扶養証明書 | 課税証明書 | 前年分の所得額、所得控除、税額控除、扶養親族等の人数、今年度分個人住民税の課税額 |
| 児童手当用所得証明書 | (廃止) | ※廃止後は課税証明書をご使用ください。 |
| (新規) | 非課税証明書 | ・申告済みの方や年末調整済みの方などで非課税の方 前年分の所得額、所得控除、税額控除、扶養親族等の人数、今年度分個人住民税の課税額 ・未申告者のうち町内にお住まいの方に扶養されている方 被扶養者である旨の記載のみ ※所得額等の記載が必要な場合や所得証明書または課税証明書を取得したい場合は申告が必要です。 ※個人住民税が課税されている方は非課税証明書の取得はできません |

※未申告の方で町内にお住まいの方に扶養されていない方は、どの証明書も発行することができません、申告受付終了後に発行します。

◇納税に関する証明書

| 今までの証明書名称 | 12月15日以降の名称 | 記載内容 |
|-----------------|-----------------|--|
| 納税証明書 | 納税証明書 | 納付すべき税額、納付済額、納期未到来額、滞納額 ※レイアウト変更のみで記載内容変更なし |
| 納税証明書（滞納なし） | 完納証明書 | 納期限到来済の町税に滞納がない旨の記載のみ |
| 軽自動車税（種別割）納税証明書 | 軽自動車税（種別割）納税証明書 | 車両番号、納税済年月日、証明書の有効期限 ※レイアウト変更のみで記載内容変更なし |

◇固定資産に関する証明書

| 今までの証明書名称 | 12月15日以降の名称 | 記載内容 |
|-----------|------------------|---|
| 固定資産評価証明書 | 固定資産評価証明書（土地・家屋） | 土地・家屋の区分、所在、家屋番号、建築年、評価額、課税地目又は種類・用途、構造等、地籍又は床面積 |
| | 固定資産評価証明書（償却資産） | 償却資産の評価額 |
| 固定資産公課証明書 | 固定資産公課証明書（土地・家屋） | 土地・家屋の区分、所在、家屋番号、建築年、評価額、課税標準額、課税相当税額、課税地目又は種類・用途、構造等、地籍又は床面積 |
| | 固定資産公課証明書（償却資産） | 償却資産の評価額、課税標準額 |
| (新規) | 資産証明書 | 区分、所在地、家屋番号、地目又種類、地籍又は床面積、構造、階層、建築年、評価額、筆数、棟数 |
| (新規) | 償却資産証明書 | 取得価格、評価額、課税標準の特例措置による軽減額、課税標準額 |
| (新規) | 無資産証明書 | 資産がないことの記載のみ |

【問い合わせ先】

税務会計課(☎46-4737)

広報かるまい お知らせ版 500号 ③



スマホからお知らせ版をご覧ください。
ぜひ、ご活用ください！

毎月第2・第4水曜日発行
全世界帯配布

軽米町役場 政策推進課 編集
電話 46-2115 / FAX 46-2335

(仮称)西久慈風力発電事業に係る環境影響評価方法書の縦覧及び説明会のお知らせ

岩手県久慈市、九戸村、葛巻町及び軽米町の行政界周辺において、西久慈ウインド合同会社が計画している「(仮称)西久慈風力発電事業」に関して、「環境影響評価方法書」の縦覧及び説明会を次のとおり行います。

■縦覧書類 (仮称)西久慈風力発電事業 環境影響評価方法書

■縦覧場所 軽米町役場 本庁舎1階 町民ホール

■縦覧期間

令和7年12月11日(木)～令和8年1月26日(月)

■縦覧時間 開庁日の8:30～17:00

■意見書受付期間

令和7年12月11日(木)～令和8年2月9日(月)

◎方法書の内容に対するご意見・ご質問は、住所・氏名・内容を記載の上、縦覧場所の意見箱へ投函くださるか、問い合わせ先へ令和8年2月9日(月)(当日消印有効)までに郵送でご提出ください。

■電子縦覧

<https://invenenergy.jp/news/>

■意見書の提出及び問い合わせ先

西久慈ウインド合同会社(インベナジー・ウインド合同会社)

担当:事業開発本部 中埜

〒100-6121 東京都千代田区永田町2丁目11番1号
山王パークタワー21階

電話番号 03-6261-3545

(※土日・祝日を除く9:00～18:00まで)

■環境影響評価方法書の説明会

・日時 令和8年1月16日(金)18:00～20:00

・場所 軽米町円子地区交流センター

(岩手県九戸郡軽米町円子第5地割20番地)

【問い合わせ先】

政策推進課・政策企画担当(☎46-2115)

光ケーブルの移設工事に伴う通信サービス一時停止のお知らせ

光ケーブルの移設工事のため、12月22日と23日、一部の地区でかるまいテレビなどのテレビ放送や宅内告知放送のほか、ひかり電話やフレッツサービスなど、NTT東日本の光サービスが一時的に利用できなくなります。

対象地区の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力をお願いします。

■対象地区・日時

①鶴飼行政区及び笹渡行政区

12月22日(月) 9:00～17:00までのうち、
30分～1時間程度

②山内地区(山口、貝喰、山内駒木、大久保行政区、上下谷地渡地区の一部を除く)

12月23日(火) 9:00～17:00までのうち、
30分～1時間程度

■利用できないサービス

| | |
|--------------|---|
| 宅内告知放送 | お知らせ(緊急放送を含む)、時報 ※屋外の防災行政無線は通常どおり放送 |
| テレビ放送 | かるまいテレビを含めたすべてのテレビ放送 ※町の光ケーブル接続で受信している場合 |
| NTT東日本の光サービス | ひかり電話やインターネットのフレッツサービス など |

【問い合わせ先】

総務課・総務担当(☎46-4738)

蜜蜂の飼育者は1月30日までに飼育届を提出願います

■養蜂振興法(昭和30年法第180号)第3条及び養蜂振興法施行規則(昭和30年農林省令第45号)第1条に基づき、蜜蜂を飼育する方は、趣味で飼育する場合も含め、毎年、1月30日までに知事へ届け出る必要があります。

また、養蜂振興法施行規則(昭和31年岩手県規則第23号)第4条に基づき、上記の届出は、住所地を所管する広域振興局長へ提出することとなっていますので、お近くの広域振興局農政(林)部に提出してください。

なお、届出の様式は、岩手県公式ホームページの様式をダウンロードして御利用下さい。

【問い合わせ先】

県畜産課 振興・衛生担当(☎019-629-5725)

産業振興課・農林振興担当(☎46-4739)

地域食堂トコかるキッチン

■日時 12月20日(土)、1月31日(土)

2月21日(土)、3月21日(土)

11:00～13:30

■場所 居場所トコトコかるまい広場

※受付は13:00まで、食事の提供は13:30で終了

(時間前でも食材がなくなれば終了となります)

■料金 子どもは無料、大人は1回100円です

【問い合わせ先】

健康福祉課 福祉担当(☎46-4736)

健康ふれあいセンター(☎46-4111)